

議案第26号

守口市立児童センター条例の一部を改正する条例案

守口市立児童センター条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成28年2月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市立児童センター条例の一部を改正する条例

守口市立児童センター条例（昭和59年守口市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「使用できる者は、市内に居住し、かつ」を「使用することができる者は」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 市の区域内に居住し、保護者等が同伴する乳幼児
- (2) 市の区域内に居住する小学校の児童
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

第6条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「管理上の」を「センターの管理上」に改め、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第7条中「き損」を「毀損」に、「原形」を「原状」に改める。

第8条中「ついて」を「関し」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。